

改正高年齢者雇用安定法による高年齢者雇用確保措置の義務付け

- ① 定年の引上げ
 - ② 継続雇用制度の導入 (労使協定により基準を定めた場合は、希望者全員を対象としない制度も可)
 - ③ 定年の定め廃止
- いずれかの措置 (高年齢者雇用確保措置) の実施義務

定年の引上げ、継続雇用制度の年齢は、年金支給開始年齢の引上げに合わせて、2013年度までに段階的に実施

